

# 自治会集会所省エネ設備導入事業費補助金について

## 【注意事項】

- ・物価高騰による国の交付金を活用した令和 8 年度の臨時の事業であり、従来の自治会集会所補助金とは別の制度です。LED 照明工事や空調設備工事を検討している自治会は今回の補助金を積極的にご活用ください。

## 1 制度概要

### 1.1 目的

自治会集会所において、LED 照明器具の導入と高効率な空調設備への更新を促進することにより、エネルギー価格の高騰の影響を受けている自治会の負担軽減を図るものです。

### 1.2 補助対象・補助率・補助上限金額

補助対象	補助率	補助上限金額
LED 照明器具	1/2	1 集会所あたり 100 万円
空調設備 (エアコン)	1/2	1 台あたり 40 万円 ※上限台数なし

※1 自治会等で LED 照明器具と空調設備の両方の申請が可能です。

※各補助対象は「1.5 補助対象となる主な要件」を満たしている必要があります。

### 1.3 申請対象となる団体

浜松市内の自治会等

※自治会等は、地域の発展及び福祉の向上を図ることを目的として、町又は字の区域その他市内一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいい、複数の連合体を含みます。




### 1.4 申請対象となる集会所


**自治会等が所有する建物**又は、**市有財産無償貸付契約等により借用し、電気料金を継続的に負担している建物**で、会議及び集会に必要な機能を有し、地域住民が福祉の向上及びコミュニティづくりの核として使用するものとします。また、補助対象となる集会所は 1 自治会等につき、1 集会所とします。

## 1.5 補助対象となる設備の主な要件

- (1) 対象となる製品の基準を満たしていること。 (参照 1.6 補助対象となる製品)
- (2) **令和 8 年 4 月 1 日以降**に契約・発注していること。
- (3) 同一の設備に対して国、他自治体、本市の補助金の交付を受けていないこと。

## 1.6 補助対象となる製品

補助対象	補助対象となる条件
LED 照明器具	<p>次の要件を満たすこと。</p> <p>○既存または新設する集会所への LED 照明器具の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天井や壁などに固定する製品 (吊り下げ形、直付け形、壁付け形など)</li> </ul> <p>例) LED シーリングライト、ダウンライト</p>  <p>○既存の照明器具における電球形ランプの交換</p>  <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><b>対象外となるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンドライト、充電式のライトなど、持ち運びが可能なもの</li> <li>・既設蛍光灯照明器具の LED 化改造工事</li> <li>・環形・直管形の蛍光灯から LED へのランプのみの交換</li> </ul>  <p>※LED 化改造工事や環形・直管形の LED へのランプのみの交換はメーカーの保証対象外となるため。(参考：日本照明工業会 HP)</p> </div>

補助対象	補助対象となる条件
空調設備 (エアコン)	<p>次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存または新設する集会所への空調設備の導入</li> <li>・経済産業省が定める省エネ基準（トップランナー基準<sup>※1</sup>）のうち、以下の目標年度の目標値を満たすもの<sup>※2</sup>                （省エネ基準達成率 100%以上のもの）。</li> </ul> <p><b>【家庭用エアコン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直吹き形で壁掛け形のもの      2027 年度達成目標値を満たすもの</li> <li>・その他のもの      2029 年度達成目標値を満たすもの</li> </ul> <p><b>【業務用エアコン】</b>      2015 年度達成目標値を満たすもの</p> <p>例) 壁掛け形、天井埋込形</p>  <p>室外機 1 台に対し、室内機が複数台以上ある場合は室内機の数で判断します。</p> <p>例) 室外機 1 台に対し、室内機が 2 台ある場合、2 台として補助上限金額を設定します。</p>

※1 トップランナー基準

URL : [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/02\\_aircon.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/toprunner/02_aircon.html)

家庭用エアコンについては資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」で多くの製品の性能を確認することができます。

URL : <https://seihinjyoho.go.jp/>

※2 販売店や工事業者、製品カタログなどでご確認ください。

## 1.7 補助対象経費・補助対象外経費

<補助対象経費>
LED 照明器具及び空調設備の設置にかかる経費（既存設備の撤去・処分費用を含む）
<補助対象外経費>
①各種保証・保険料 ②サービス・ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料 ③工事及び購入の手續に要する経費 （見積作成料、振込手数料、契約書印紙代等消費税除く各種税金等） ④一般管理費、現場管理費にあたる経費 （LED 照明器具や空調設備の導入にあたり現場作業に関係しない経費） ⑤予備的または将来に備えるもの ⑥国・他自治体・本市の他の補助金等の支払いを受けた（受ける予定の）もの ⑦内訳が不明瞭な経費（1式計上されている諸経費・現場雑費等）
等
※補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、区別が難しいものは補助対象経費から除外します。

## 1.8 財産の処分の制限

今回の補助事業により導入した設備について、処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用・譲渡・交換・撤去・貸付・担保に供することはできません。処分制限期間内に撤去等を行う場合は、市長の承認が必要となりますのでご注意ください。

また、処分制限期間内は今回の補助事業の関係書類を保管しておく必要があります。

### ・処分制限期間一覧

導入設備	処分制限期間
LED 照明器具 (LED 電球は除く)	10 年
空調設備 (エアコン)	【家庭用】 6 年 【業務用】 10 年

## 1.9 注意事項

- ・設備導入に係る費用によっては、現行の自治会集会所整備事業補助金を活用した方が交付される補助金が多くなる可能性があります。
- ・R8 年度にその他の改修工事や新築工事を併せて実施する場合は、現行の自治会集会所整備事業補助金を併せて申請することが可能です。その場合には、集会所整備事業補助金の補助対象経費から本補助金の補助対象経費を除き、集会所整備事業補助金の交付金額を決定します。